

令和2年7月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時： 令和2年7月14日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
- ② 承認第2号 専決処分の承認について（四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令の承認）
- ③ 議案第1号 令和2年7月24日付け、令和2年7月29日付け、令和2年8月5日付け及び令和2年8月6日付け会計年度任用職員の発令について
- ④ 議案第2号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- ⑤ 議案第3号 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の委嘱及び任命について

### 5 協議事項

### 6 報告事項

### 7 その他

- ① 四万十町総合振興計画審議会条例第3条第2項に基づく委員について
- ② 四万十町教育委員会学校訪問について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典 中川 千穂、 下司 三和

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年6月15日付け、令和2年6月22日付け及び令和2年7月1日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年7月14日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月15日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年6月15日発令

学校教育課

任用期間：令和2年6月15日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
窪川中学校	部活動指導員	佐竹 孝太	■■■■■■■■■■	

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月19日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年6月22日発令

学校教育課

任用期間：令和2年6月22日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
窪川中学校	部活動指導員	佐竹 潤		

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月12日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年7月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
北ノ川保育所	保育士補助	古谷 明身	■■■■■■■■■■	同保育所 調理員と 併任

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月16日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年7月1日発令

学校教育課

任用期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
町内小中学校	バス運転手	佐々木 勇三	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	田辺 和幸	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	西森 一男	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	市川 敏英	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	原 浩三	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	北村 寿起	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	山中 良行	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	青木 哲也	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	林 武恒	■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	永野 一夫	■■■■■ ■■■■■	
町内小中学校	バス運転手	藤本 憲一	■■■■■	

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月22日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年7月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
大正地域振興局 町民生活課	草刈作業員	田邊 保	■■■■■	
大正地域振興局 町民生活課	草刈作業員	秋田 公幸	■■■■■	
大正地域振興局 町民生活課	草刈作業員	秋田 やよい	■■■■■	

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月26日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年7月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
認定子ども園 たのの	保育士	谷脇 郁代	■	
小鳩保育所	一般事務補助 保育士補助 等	菊池 未来	■	

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月29日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年7月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
東又保育所	保育士	東 直子	■■■■■■■■■■	

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年7月1日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年7月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
窪川地域子育て支援センター	保育士	谷淵 恵美子	■■■■■■■■■■	
大正・十和地域子育て支援センター	保育士	山中 弘子	■■■■■■■■■■	昭和保育所と併任

## 参考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

承認第 2 号

専決処分の承認について

四万十町立学校管理運営規則施行細則（平成 18 年四万十町教育長訓令第 12 号）の一部を改正する訓令について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 2 年 7 月 1 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 専 決 書

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月26日

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

四万十町教育長訓令第5号

各小中学校  
各地域振興局

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和2年6月26日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令

四万十町立学校管理運営規則施行細則（平成18年四万十町教育長訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「規則第21条に規定する学級編成」を「規則第21条の2第1項に規定する学級編制」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町立学校管理運営規則施行細則 平成18年3月20日教育長訓令第12号 (教育課程の編成報告) 第1条 四万十町立学校管理運営規則(平成18年四万十町教育委員会規則第18号。以下「規則」という。)第3条第4項の届出は、別記第1号様式により行うものとする 第2条 ～ 第10条 (略) (学級編制) 第11条 <u>規則第21条の2第1項</u>に規定する<u>学級編制</u>は、別記第13号様式に 第12条 ～ (略)</p>	<p>○四万十町立学校管理運営規則施行細則 平成18年3月20日教育長訓令第12号 (教育課程の編成報告) 第1条 四万十町立学校管理運営規則(平成18年四万十町教育委員会規則第18号。以下「規則」という。)第3条第4項の届出は、別記第1号様式により行うものとする 第2条 ～ 第10条 (略) (学級編制) 第11条 規則<b>第21条</b>に規定する<b>学級編成</b>は、別記第13号様式により行う。 第12条 ～ (略)</p>

四万十町立学校管理運営規則 (平成18年教育委員会規則第18号)

(職員)

第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。ただし、児童・生徒数により教頭、養護教諭及び事務職員を置かないことができる。

2 前項の職員のほか、学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員を置くことができる。  
(学級編制)

第21条の2 校長は、教育委員会の定める基準により、学級を編制し、学級担任を命ずることができる。

2 校長は、前項の学級編制について、授業や教育指導の形態に応じ教育委員会の意見を聴いて変更することができる。

3 校長は、学級を編制又は変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

## 参考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

議案第1号

令和2年7月24日付け、令和2年7月29日付け、令和2年8月5日  
付け及び令和2年8月6日付け会計年度任用職員の発令について

令和2年7月24日付け、令和2年7月29日付け、令和2年8月5日付け及び令和  
2年8月6日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）を下記のとおり行うこ  
とについて、委員会の意見を求める。

令和2年7月14日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年7月24日発令

学校教育課 任用期間：令和2年7月24日～令和2年8月18日

所 属	業務内容	氏 名	住 所
学校教育課	A L T	ハドソン シア サ ブリナ	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

令和2年7月29日発令

学校教育課 任用期間：令和2年7月29日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所
学校教育課	A L T	スコット ケイトリ ン ジェニーン	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

令和2年8月5日発令

生涯学習課 任用期間：令和2年8月5日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所
生涯学習課	C I R	ワード アイリーン ジェシカ サバド	[REDACTED] [REDACTED]

令和2年8月6日発令

学校教育課 任用期間：令和2年8月6日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所
学校教育課	A L T	ピュー ケリー リ ー	[REDACTED] [REDACTED]

## 議案第 2 号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
について

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 19 号）の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 7 月 1 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育委員会規則第 号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 月 日

四万十町教育長

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表家地川小学校の項を削る。

別表川口小学校の項中「 折合」の次に「 野地 家地川」を加え、同表家地川小学校の項を削り、同表窪川中学校の項中「 家地川小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 月 日から施行する。

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前																																					
<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号</p> <p>第1条 (略) (通学区域)</p> <p>第2条 町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成23年度から当分の間休校する次の表の各項に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休校する学校名</th> <th>通学すべき学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若井川小学校</td> <td>窪川小学校</td> </tr> <tr> <td>家地川小学校</td> <td>川口小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川口小学校</td> <td>天ノ川 秋丸 折合 野地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>窪川中学校</td> <td>仁井田小学校 影野小学校 七里小学校 米奥小学校 窪川小学校 若井川小学校 口神ノ川小学校 川口小学校 東又小学校 各校下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		休校する学校名	通学すべき学校名	若井川小学校	窪川小学校	家地川小学校	川口小学校	学校名	通学区域	(略)	(略)	川口小学校	天ノ川 秋丸 折合 野地	(略)	(略)	窪川中学校	仁井田小学校 影野小学校 七里小学校 米奥小学校 窪川小学校 若井川小学校 口神ノ川小学校 川口小学校 東又小学校 各校下	(略)	(略)	<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号</p> <p>第1条 (略) (通学区域)</p> <p>第2条 町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成23年度から当分の間休校する次の表の各項に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休校する学校名</th> <th>通学すべき学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若井川小学校</td> <td>窪川小学校</td> </tr> <tr> <td>家地川小学校</td> <td>川口小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川口小学校</td> <td>天ノ川 秋丸 折合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>窪川中学校</td> <td>仁井田小学校 影野小学校 七里小学校 米奥小学校 窪川小学校 若井川小学校 口神ノ川小学校 川口小学校 東又小学校 各校下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		休校する学校名	通学すべき学校名	若井川小学校	窪川小学校	家地川小学校	川口小学校	学校名	通学区域	(略)	(略)	川口小学校	天ノ川 秋丸 折合	(略)	(略)	窪川中学校	仁井田小学校 影野小学校 七里小学校 米奥小学校 窪川小学校 若井川小学校 口神ノ川小学校 川口小学校 東又小学校 各校下	(略)	(略)
休校する学校名	通学すべき学校名																																						
若井川小学校	窪川小学校																																						
家地川小学校	川口小学校																																						
学校名	通学区域																																						
(略)	(略)																																						
川口小学校	天ノ川 秋丸 折合 野地																																						
(略)	(略)																																						
窪川中学校	仁井田小学校 影野小学校 七里小学校 米奥小学校 窪川小学校 若井川小学校 口神ノ川小学校 川口小学校 東又小学校 各校下																																						
(略)	(略)																																						
休校する学校名	通学すべき学校名																																						
若井川小学校	窪川小学校																																						
家地川小学校	川口小学校																																						
学校名	通学区域																																						
(略)	(略)																																						
川口小学校	天ノ川 秋丸 折合																																						
(略)	(略)																																						
窪川中学校	仁井田小学校 影野小学校 七里小学校 米奥小学校 窪川小学校 若井川小学校 口神ノ川小学校 川口小学校 東又小学校 各校下																																						
(略)	(略)																																						

議案第3号

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱（令和2年四万十町教育長訓令第5号）第3条に規定する同委員会の委員を別紙のとおり委嘱し、又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和2年7月14日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会 名簿

所 属	令和元年度 委 員			令和2年度 委 員			備 考
	役 職 名	氏 名	任 期	役 職 名	氏 名	任 期	
四万十町小中学校 校長会	七里小学校 校長	矢野 圭祐	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	興津小学校 校長	坂本 益英	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人事異動に 伴う変更
	十川中学校 校長	中嶋 晶久	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	北ノ川中学校 校長	中内 聖二	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人事異動に 伴う変更
	影野小学校 教頭	吉岡 栄作	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	窪川小学校 教頭	高石 学	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人事異動に 伴う変更
四万十町小中学校 教頭会	北ノ川中学校 教頭	金崎 成朗	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	窪川中学校 教頭	青木 和栄	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人事異動に 伴う変更
	総括主任	島津 美和	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	事務長	高橋 千恵	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人事異動に 伴う変更
	主幹	政岡 俊成	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	主幹	政岡 俊成	変更なし	
四万十町学校 事務支援室	教育長	川上 哲男	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	教育長	山脇 光章	令和2年5月12日 ～令和3年3月31日	退任・就任に 伴う変更
	教育次長	熊谷 敏郎	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	教育次長	浜田 章克	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人事異動に 伴う変更
	学校教育課長	西谷 典生	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	学校教育課長	西谷 典生	変更なし	
	教育対策監	中川 千穂	令和元年1月14日 ～令和3年3月31日	教育対策監	中川 千穂	変更なし	

## 参考

### 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱

令和2年四万十町教育長訓令第5号

#### (設置)

第1条 四万十町立小中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、教育活動の質の維持及び向上を図ることを目的として四万十町立小中学校教職員の働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するため、四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 推進プランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教職員を対象とした働き方改革の推進に向けた取組を円滑に実施するために必要な事項

#### (組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 学校教育課長
- (4) 教育対策監
- (5) 四万十町小中学校校長会に属する者 2人
- (6) 四万十町小中学校教頭会に属する者 2人
- (7) 四万十町学校事務支援室に属する者 2人以内

#### (委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、教育次長がその職務を代理する。

#### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から推進プランが教育委員会に承認されるまでの間とする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提供、説明、その他必要な意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が諮って定める。

#### 附 則

この訓令は、令和2年1月14日から施行する。

その他

① 四万十町総合振興計画審議会条例第3条第2項に基づく委員について

四万十町総合振興計画審議会条例 (平成18年四万十町条例第209号)

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四万十町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

**第2条** 審議会は、町長の諮問に応じ、四万十町総合振興計画の策定及び実施に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申し、又は建議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

**第5条** ～ (略)